

# 「渡内小学校子どもいじめ防止基本方針」

東海市立渡内小学校

## 1. はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「渡内小学校子どもいじめ防止基本方針」を策定する。

## 2. 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- ・児童、教職員の人権意識を高める。
- ・校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

## 3. いじめとは（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、このいじめの定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 4. いじめを未然に防止するために

### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感と成就感を育てる。
- ・道徳科の授業や学級活動等での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識をもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのはいじめをしていることにつながることをいじめを見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、校長への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、いじめに関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということといじめに気付いた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いじめ問題に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。

- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だよりや学年だより等で伝えて、理解と協力を依頼する。

## 5. いじめの早期発見・早期対応について

### <早期発見に向けて>

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・ひまわりタイムアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

### <相談ができる>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに校長に報告するとともに、朝の打ち合わせ等を通して校内で情報を共有するようにする。

### <早期の解決を>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携しあっていくことを伝えていく。

## 6. 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ・不登校対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

## 7. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の東海市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、東海市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。